

当別町監査告示第3号

平成24年7月19日受理した当別町職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行った結果を、別紙のとおり公表します。

平成24年9月18日

当別町監査委員 米 口 稔

閱 覧 場 所            当別町役場掲示板  
                             監査委員室並びに議会事務局

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

当別町太美町  
当別町太美町

#### 2 請求書の提出年月日

平成24年7月19日

#### 3 請求の内容(原文のまま)

### 当別町職員措置請求書

当別町議会議員に交付された政務調査費について、請求人は情報公開請求により入手した収支報告書、領収書等を検討しましたが、以下のとおり不適切な支出と政務調査費の交付運営が判明したので監査請求を致します。

#### 「おみやげ代、お菓子代」の支出

平成24年3月27日	お菓子代	6,300円を支出
平成24年2月14日	当別日誌3箱	9,450円を支出
平成23年10月18日	おみやげ代	40,244円を支出
平成23年10月17日	御菓子	4,700円を支出
平成23年7月10日	御菓子代	9,185円を支出

これらの支出は、地方自治法第100条第14項に規定された調査研究費とは異なる支出です、町政に関する調査研究と明らかに無関係な支出は当別町民の損害にあたる。

#### 議会改革のなか凍結している道外研修を町費負担で実施

町議会事務局発行の平成24年度「議会の概要」で、道外所管事務調査の項目に平成18年度からの道外研修・視察は凍結と明記されているにもかかわらず、政務調査費の支出を伴う道外研修を実施していることには合理性が無く、当該「議会の概要」に盛り込まれた議会改革の趣旨と町民の期待に反する。

本件の住民監査請求により「当別町が負った損害」について認識し、町長と議会に対して必要な措置の勧告等を求めるものです。

### 第2 請求の受理

本件職員措置請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「法」という。)第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成24年7月19日付けで受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査委員の除斥

法第199条の2の規定に基づき桐井信征監査委員は除斥とした。

## 2 政務調査費の支出および使途基準の根拠法令等

### (1) 法

法第100条第14項で、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定されている。また同条第15項で、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

### (2) 当別町議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）

第2条 政務調査費は、当別町議会の会派（所属議員が2人以上の会派をいう。）又は議員の職にある者に対し交付する。ただし、議員の任期が満了する年度においては、その満了前の会派又は議員に対する政務調査費は、交付しない。

第3条 会派に係る政務調査費は、当該会派の所属議員の数に年額120,000円を乗じて得た額を会派に交付する。ただし、年度の途中において議員となり、当該会派の所属議員となった場合の政務調査費は、任期の開始月からその年度末までの月数に10,000円を乗じて得た額とする。

第3条第2項 前項の所属議員の数は、毎年度、4月1日（任期満了による一般選挙がある場合は、当該一般選挙後初めて会派が構成された日）における各会派の所属議員数による。

第4条 議員に係る政務調査費は、毎年度、4月1日に在職する議員に対し年額120,000円を交付する。ただし、年度の途中において議員となった場合の政務調査費は、任期の開始月からその年度末までの月数に10,000円を乗じて得た額とする。

第8条 会派又は議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

第10条 会派の代表者又は議員は、その年度の政務調査費について、別に定める様式により収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

第10条第4項 前3項の収支報告書には、支出に係る領収書等の証拠書類を添付しなければならない。

第11条 会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費に資するための経費として支出（第8条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）した総額を控除してなお残余がある場合、当該残余の額に相当する政務調査費を町長へ返還しなければならない。

### (3) 当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第5条 条例第8条に規定する使途基準は、会派に係る政務調査費については、別表第1、議員に係る政務調査費については、別表第2のとおりとする。

なお、平成24年2月9日に、規則の一部を改正する規則が公布され、使途基準を示した別表中、広報費の項目を削除し、平成23年度分の政務調査費から適用することとなった。

### (4) 政務調査費の手引き（以下「手引き」という。）

議会は、平成23年度から議会改革に取り組んでいる。検討項目のひとつとして、政務調査費の使途基準の明確化について検討し、平成24年2月に手引きを策定し、平成23年度分の政務調査費から適用することとした。

手引きでは、規則第5条に規定している使途基準をより明確にするため、政務調査費の支出

ができない項目と参考事例を掲載するとともに、私的活動との区分が困難な経費については、按分によらず支出できないものとしている。

### 3 監査対象事項

請求書の記載事項、事実証明書および請求人の陳述内容から判断し、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 平成23年度に議員が政務調査費で支出したおみやげ代、お菓子代(以下「おみやげ代」という。)が政務調査費の支出及び使途基準の根拠法令等から逸脱した違法若しくは不当な使用であるとする事項。
- (2) 議会改革の一環として、道外研修・視察を凍結しているのに道外研修費用に政務調査費を支出したことが政務調査費の支出及び使途基準の根拠法令等から逸脱した違法若しくは不当な使用であるとする事項。

なお、法第242条に定める住民監査請求制度は、普通地方公共団体の長や職員について違法若しくは不当な「公金支出」、「財産の取得、管理若しくは処分」、「契約の締結若しくは履行若しくは債務その他義務の負担」があると認めるとき、又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し監査を請求することができる制度である。

請求人の主張のうち「政務調査費の支出を伴う道外研修を実施していることには合理性がなく、当該「議会の概要」に盛り込まれた議会改革の趣旨と町民の期待に反する。」という部分については、陳述からも請求書の記載事項以上の補足説明が得られず、具体的な財務会計上の行為、怠る事実とは認めがたいため、監査対象事項とはしなかった。

### 4 請求人の証拠の提出および陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年9月12日に請求人に証拠の提出および陳述の機会を与えた。陳述の場には請求人、 が出席し本請求に関する補足説明がなされた。新たな証拠として、平成24年5月29日 岡山地裁「不当利得返還請求事件」の判決文(追加証拠資料1)、平成24年度北海道議会政務調査費の手引きの14ページ「政務調査費を充当することができない使途の例」(共通)(追加証拠資料2)の2点が追加提出された。

陳述での補足説明の概要は以下のとおりである。

- (1) おみやげ代への政務調査費支出について  
議員であれば、お土産代は旅費の中で出すべきではないか。新たな証拠書類2点を以って陳述に代える。その趣旨を別紙にまとめた。((3) 新たな証拠書類「追加資料の提出」(抜粋)を参照。) おみやげ代として政務調査費を支出した例は全国にもない。政務調査費の使途としては不適切で違法・不当な使用である。
- (2) 道外研修への政務調査費支出について  
社会的、常識的に考えて如何なものか。政務調査費の使途としては不適切で違法・不当な使用である。
- (3) 新たな証拠書類「追加資料の提出」(抜粋)
  - ・当別町は以下の理由で不当利得返還請求権を有し、その事実を認識すべきであったが、本件請求の不当利得行為を黙認し町財産の管理を怠っている。監査委員は町に対し必要な措置をとるよう勧告すべき。

- ・追加証拠資料1の判決では、政務調査費として認められるためには、市政との関連が不可欠で調査研究活動の内容として合理性や必要性が満たされ、報告書などにより内容が明らかにされていることが共通した要件である。要件が不明または明確に示されない場合は当該支出は使途基準に合致しないものとして推認している。
- ・以上の観点から、お土産代の支出は町政との関連性がなく、政務調査費の使途としては不適切な支出である。
- ・お土産代などの名目や名称は政務調査費関係の費目には存在せず、政務調査費の支出の概念からは元より想定していない支出項目と判断できる。
- ・あえて類似する使途の例を探せば、追加証拠資料2の私的活動経費として整理すべき事項という項目がある。おみやげ代は私的活動経費として整理すべき事項のうち慶弔饞別費等（病氣見舞い、香典、祝い金、饞別、寸志、中元歳暮等の費用、慶弔電報、挨拶だけの年賀状の購入・印刷等の経費）に当たると推認すべき。
- ・おみやげ代は社会通念上からも、私的活動経費として扱うべきで政務調査費の使途としては不適切である。

## 5 議会事務局に対する事情聴取

平成24年9月12日に、議会事務局長および次長から事情聴取した。

事情聴取の概要は以下のとおりである。

### (1) おみやげ代への政務調査費支出について

議員への政務調査費の交付は、法第100条第14項、条例、規則及び手引きの規定に基づき平成15年度から支給している。使途基準ではおみやげ代への支出を禁じてはいない。おみやげ代へ政務調査費を支出することを妥当とした判例も多くある。いわゆる行政視察に際しては資料代を請求する自治体もあり、この場合にはおみやげは持参していない。議員から提出された収支報告書に添付されたおみやげ代の領収書を調査し事実確認をしている。議会事務局としては、この確認により調査研究に必要な経費として政務調査費が支出されたものと認識している。

### (2) 道外研修への政務調査費支出について

平成24年度「議会の概要」【議会改革】の表中、道外所管事務調査とは、常任委員会の道外研修のことであり、これについては平成18年度から予算計上せず実施していない。政務調査費については、法第100条第14項の規定に基づき、条例、規則及び手引きを整備しているが、使途基準では道外研修の費用に政務調査費を使用することを禁止していない。また研修地には議長名で視察に関する依頼文書を提出している。議員から提出された収支報告書に添付された交通費、宿泊費など領収書を調査し事実確認をしている。議会事務局としては、この確認により調査研究に必要な経費として政務調査費が支出されたものと認識している。

## 第4 監査の結果

### (1) 事実関係の確認

おみやげ代への政務調査費支出について

請求人が当別町民の損害に当たると主張し事実証明書として添付したおみやげ代の支出について、関係議員の平成23年度収支報告書を審査し支出の事実関係を確認した。支出額、視察先などについて以下の表に示す。

区 分	支出年月日	支出額(円)	視 察 先
議員 8 人	H23 . 7 . 10	9,185	栗山町、大雪土地改良区 JA たいせつ、JA たきかわ(4ヶ所)
議員 6 人	H23 . 10 . 17	4,700	足寄町、釧路町(2ヶ所)
議員 9 人	H23 . 10 . 18	40,244	長野県千曲市、坂城町、小布施町 (株)小布施堂・柘一市村酒造場(4ヶ所)
議員 5 人	H24 . 2 . 14	9,450	宮城県大崎市、色麻町、加美町(3ヶ所)
議員 5 人	H24 . 3 . 27	6,300	喜茂別町、江差町(2ヶ所)

#### 道外研修への政務調査費支出について

会派及び議員が道外研修に支出した政務調査費について、平成19年度以降に会派及び議員から提出された収支報告書を審査し支出の事実関係を確認した。年度ごとの支出を以下の表に示す。なお、平成19年度から平成21年度までは政務調査費の支給を凍結している。平成23年度は会派がないため、個々の議員への政務調査費支給となっている。

年度	区分 ( )内は延べ人数	支出額(円)
22	3会派(14人)、議員3人	1,285,543
23	議員14人	1,190,710

#### (2) 監査委員の判断

請求人の主張にはいずれも理由がないと判断し、本件職員措置請求を棄却する。  
以下にその理由を述べる。

#### おみやげ代への政務調査費支出について

法第100条第14項は政務調査費を議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付することができる」と規定しているが、交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないと規定している。

条例では政務調査費は、用途基準に従い使用する。(第8条)とし、規則で用途基準を定め(第5条)手引きで政務調査費支出の基本事項、支出できない項目の例示をしているが、視察先へのおみやげについて政務調査費で支出できない事例とはしていない。

また、視察先へのおみやげは、視察への協力に対する謝礼と考えられ、社会通念上適正な範囲内のものであれば、調査研究費に当たるとみるのが妥当である。(平成19年4月26日仙台高裁判決)という判例も示されており、おみやげ代への政務調査費支出が違法若しくは不当な使用とは認められない。

なお、請求人が新たな証拠として提出した、追加証拠資料1、追加証拠資料2のいずれも、おみやげ代への政務調査費支出に関する事実証明書とは認められなかった。

#### 道外研修への政務調査費支出について

請求人が事実証明書として添付した平成24年度「議会の概要」【議会改革】には、道外所管事務調査は平成18年度から凍結すると記載されている。道外所管事務調査とは、常任委員会の調査権に基づき予算計上し実施される道外研修である。道外所管事務調査の

凍結とは、政務調査費による道外研修を禁止するものではないと判断できる。

一方、前述の事実証明書には、政務調査費についても記載があり、その内容は議員一人あたり年額12万円支給される政務調査費を平成19年度から21年度まで凍結、平成22年度からは20%減額するという内容である。条例、規則、手引きのいずれも議員の道外研修への政務調査費の支出を禁じておらず、用途基準に反する支出とは認められない。

条例、規則、手引きに示されている用途基準に明らかに違反している事実がないならば、議員の自主性、自立性を尊重する観点から、政務調査費の支出については各議員の良識のある裁量に委ねることが妥当であると認識している。

よって、道外研修への政務調査費支出が違法若しくは不当な使用とは認められない。